

関係する審議会等の状況

資料No.1

労働政策審議会・労働条件分科会

- ① 直近の開催状況
第 99 回 2月29日（水）「労働契約法の一部を改正する法律案要綱」について（諮問）
第 100 回 3月16日（金）「労働契約法の一部を改正する法律案要綱」について（答申）
- ② 法案の概要（資料No. 1-2）
労働契約法の一部を改正する法律案の概要
労働契約法の一部を改正する法律案要綱 ※3月23日閣議決定

社会保障審議会・短時間労働者への社会保険適用等に関する特別部会

- ① 直近の開催状況
第 13 回 3月19日（月） 短時間労働者の社会保険適用に関する論点
- ② 法案の概要（資料No. 1-3）
公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案概要
公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案要綱 ※3月30日閣議決定

労働契約法の一部を改正する法律案の概要

資料No.1-2

有期労働契約を長期にわたり反復更新した場合における無期労働契約への転換などを法定することにより、労働者が安心して働き続けることが可能な社会の実現を図る。

1 有期労働契約の期間の定めのない労働契約への転換

- 有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合(※1)は、労働者の申込みにより、無期労働契約(※2)に転換させる仕組みを導入する。

(※1) 原則として、6か月以上の空白期間(クーリング期間)があるときは、前の契約期間を通算しない。

(※2) 別段の定めがない限り、従前と同一の労働条件。

2 有期労働契約の更新等(「雇止め法理」の法定化)

- 雇止め法理(判例法理)を制定法化する。(※)

(※) 有期労働契約の反復更新により無期労働契約と実質的に異なる状態が存在している場合、または有期労働契約の期間満了後の雇用継続につき、合理的期待が認められる場合には、雇止めが客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められないときは、有期労働契約が更新(締結)されたものとみなす。

3 期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止

- 有期契約労働者の労働条件が、期間の定めがあることにより無期契約労働者の労働条件と相違する場合、その相違は、職務の内容や配置の変更の範囲等を考慮して、不合理と認められるものであってはならないものとする。

施行期日:2については公布日。1、3については公布日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日。

労働契約法の一部を改正する法律案要綱

第一 有期労働契約の期間の定めのない労働契約への転換

一 同一の利用者との間で締結された二以上の有期労働契約（契約期間の始期の到来前のものを除く。第一において同じ。）の契約期間を通算した期間（二において「通算契約期間」という。）が五年を超える労働者が、当該利用者に対し、現に締結している有期労働契約の契約期間が満了する日までの間に、当該満了する日の翌日から労務が提供される期間の定めのない労働契約の締結の申込みをしたときは、使用者は当該申込みを承諾したものとみなすものとする。この場合において、当該申込みに係る期間の定めのない労働契約の内容である労働条件は、現に締結している有期労働契約の内容である労働条件（契約期間を除く。）と同一の労働条件（当該労働条件（契約期間を除く。）について別段の定めがある部分を除く。）とするものとする。

二 当該利用者との間で締結された一の有期労働契約の契約期間が満了した日と当該利用者との間で締結されたその次の有期労働契約の契約期間の初日との間にこれらの契約期間のいずれにも含まれない期間（これらの契約期間が連続すると認められるものとして厚生労働省令で定める基準に該当する場合の当該い

れにも含まれない期間を除く。二において「空白期間」という。）があり、当該空白期間が六月（当該空白期間の直前に満了した一の有期労働契約の契約期間（当該一の有期労働契約を含む二以上の有期労働契約の契約期間の間に空白期間がないときは、当該二以上の有期労働契約の契約期間を通算した期間。二において同じ。）が一年に満たない場合にあつては、当該一の有期労働契約の契約期間に二分の一を乗じて得た期間を基礎として厚生労働省令で定める期間）以上であるときは、当該空白期間前に満了した有期労働契約の契約期間は、通算契約期間に算入しないものとする事。

第二 有期労働契約の更新等

有期労働契約であつて一又は二のいずれかに該当するものの契約期間が満了する日までの間に労働者が当該有期労働契約の更新の申込みをした場合又は当該契約期間の満了後遅滞なく有期労働契約の締結の申込みをした場合であつて、使用者が当該申込みを拒絶することが、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められないときは、使用者は、従前の有期労働契約の内容である労働条件と同一の労働条件で当該申込みを承諾したものとみなすものとする事。

一 当該有期労働契約が過去に反復して更新されたことがあるものであつて、その契約期間の満了時に当

該有期労働契約を更新しないことにより当該有期労働契約を終了させることが、期間の定めのない労働契約を締結している労働者に解雇の意思表示をすることにより当該期間の定めのない労働契約を終了させることと社会通念上同視できると認められること。

二 当該労働者において当該有期労働契約の契約期間の満了時に当該有期労働契約が更新されるものと期待することについて合理的な理由があるものであると認められること。

第三 期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止

有期労働契約を締結している労働者の労働契約の内容である労働条件が、期間の定めがあることにより同一の利用者と期間の定めのない労働契約を締結している労働者の労働契約の内容である労働条件と相違する場合においては、当該労働条件の相違は、労働者の業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度（第三において「職務の内容」という。）、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならないものとする。

第四 その他

その他所要の規定の整備を行うものとする。

第五 附則

一 施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとする。ただし、第一及び第三並びに第五の二及び三は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

二 経過措置

第一は、第一の施行の日以後の日を契約期間の初日とする期間の定めのある労働契約について適用し、第一の施行の前日の日が初日である期間の定めのある労働契約の契約期間は、第一の一の通算契約期間には、算入しないものとする。

三 検討規定

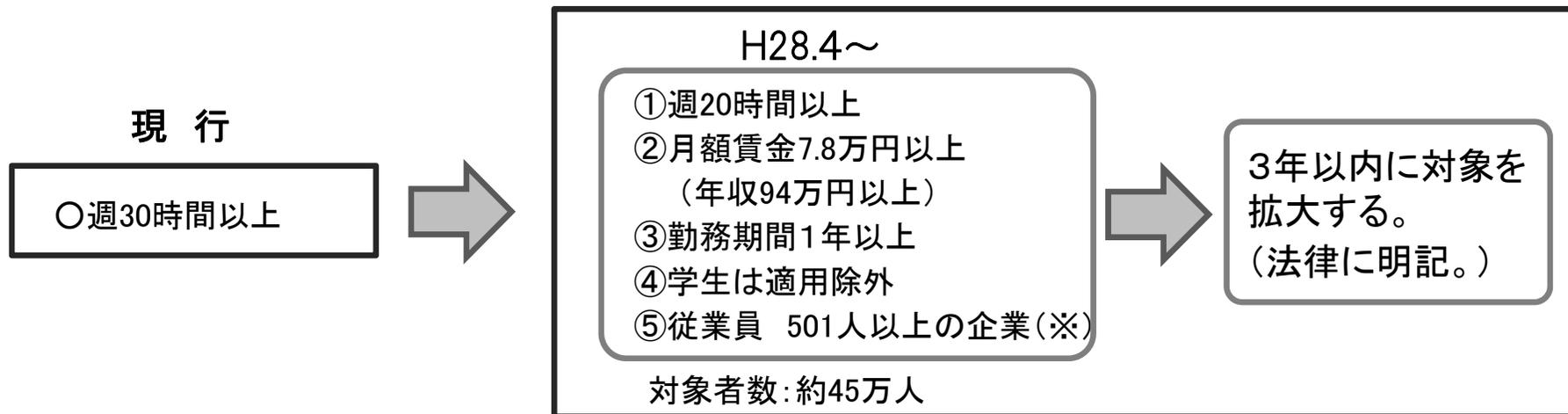
政府は、第一の施行後八年を経過した場合において、第一について、その施行の状況を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【適用拡大の考え方】

- 被用者でありながら被用者保険の恩恵を受けられない非正規労働者に社会保険を適用し、セーフティネットを強化することで、社会保険における「格差」を是正。
- 社会保険制度における、働かない方が有利になるような仕組みを除去することで、特に女性の就業意欲を促進して、今後の人口減少社会に備える。

《具体案》

短時間労働者への適用拡大



(※)現行の適用基準で適用となる被保険者の数で算定。

(参考)平成19年法案の概要(被用者年金一元化法案。自公政権時に提出し、平成21年7月21日衆議院解散により審議未了で廃案。)

① 週20時間以上、②月額9.8万円以上、③勤務期間が1年以上、④学生は適用除外、⑤従業員301人以上

対象者数:約10~20万人

《影響緩和措置》

- 短時間労働者など賃金が低い加入者が多く、その保険料負担が重い医療保険者に対し、その負担を軽減する観点から、賃金が低い加入者の後期支援金・介護納付金の負担について、被用者保険者間で広く分かち合う特例措置を導入し、適用拡大によって生じる保険者の負担を緩和する。

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案要綱

第一 改正の趣旨

公的年金制度の最低保障機能の強化のため、低所得者等の老齢基礎年金等の額の加算、高所得者の老齢基礎年金の支給停止及び受給資格期間の短縮を行うとともに、産前産後休業期間中の厚生年金保険の保険料免除、短時間労働者への厚生年金保険の適用拡大等の所要の措置を講ずるほか、基礎年金の国庫負担割合を二分の一とするための安定した財源の確保が図られる年度を定める等の所要の措置を講ずること。

第二 国民年金法の一部改正

一 受給資格期間の短縮

老齢基礎年金の受給資格期間を二十五年から十年に短縮するものとする。 (国民年金法第二十六

条関係)

二 老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金の額の加算

被保険者及び被保険者であった者の所得の分布状況等を勘案して政令で定める基準に該当する受給権者は、老齢基礎年金の額の加算に係る特例の請求をできるものとし、請求した月の翌月から翌年の七月

までの月分の老齢基礎年金の額は、七万二千円に改定率を乗じて得た額と保険料免除期間の月数に応じた額を合算した額を加算したものとすること。障害基礎年金及び遺族基礎年金についてもこれに準じた特例の請求をできるものとする。こと。（国民年金法第二十七条の六、第三十三条の三及び第三十九条の

三関係）

三 老齢基礎年金の高額所得による支給停止

1 受給権者の所得が、平均的な所得に比して高額な所得に相当する一定の金額を超えるときは、老齢基礎年金の額の二分の一を上限に、老齢基礎年金の支給を停止するものとする。こと。（国民年金法第

二十九条の二関係）

2 1の支給停止は、受給権者が震災等により損害を受けた場合又は失業等の事由により所得の減少が見込まれる場合等に該当するときは、行わないものとする。こと。（国民年金法第二十九条の三関係）

四 遺族基礎年金の支給対象の拡大

遺族基礎年金について、被保険者又は被保険者であった者の子のある配偶者又は子に支給するものとする。こと。（国民年金法第三十七条関係）

五 その他所要の改正

第三 厚生年金保険法の一部改正

一 短時間労働者への適用拡大

一週間の労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の一週間の所定労働時間の四分の三未満であるもの又は一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満であるもののうち、次の1から4までの要件に該当するものは、厚生年金保険の被保険者であるものとすること。（厚生年金保険法第十二条関係）

- 1 一週間の所定労働時間が二十時間以上であること。
- 2 当該事業所に継続して一年以上使用されることが見込まれること。
- 3 報酬（最低賃金法で賃金に算入しないものに相当するものを除く。）の月額が七万八千円以上であること。

- 4 学生等でないこと。

二 受給資格期間の短縮

第二の一に準じた改正を行うこと。（厚生年金保険法第四十二条関係）

三 産前産後休業期間中の保険料免除

産前産後休業期間について、申出により、事業主及び被保険者の保険料を免除するものとする。

（厚生年金保険法第八十一条の二の二関係）

四 その他所要の改正

第四 国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正

一 平成二十四年度の基礎年金の国庫負担に係る国債（以下「年金交付国債」という。）の償還（国民年金法等の一部を改正する法律附則第十四条の五、第十四条の六、第三十二条の五及び第三十二条の六関係）

1 年金積立金管理運用独立行政法人は、平成二十六年以後の各年度において、発行額面金額の総額を二十で除して得た額を基準として当該各年度ごとに政令で定める額を限り、年金交付国債の償還の請求をすることができるものとする。

2 政府は、1による償還の請求を受けたときは、速やかに、その償還をしなければならないものとする。

ること。

二 特定年度の定め

基礎年金の国庫負担割合二分の一を維持するための所要の安定した財源の確保が図られる年度を平成二十六年度とすること。（国民年金法等の一部を改正する法律附則第十三条第七項関係）

第五 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律の一部改正

年金交付国債については、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第 号）の公布の日から発行できるものとすること。（国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律附則第三条、第六条及び第七条関係）

第六 関係法律の一部改正

一 私立学校教職員共済法及び健康保険法について、第三の一に準じた改正を行うこと。

二 国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済法について、第三の二及び

四に準じた改正を行うこと。

三 国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法、健康保険法及び船員保険

法について、第三の三に準じた改正を行うこと。

四 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律及び私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律について、第四の一に準じた改正を行うこと。

五 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律及び私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律について、第四の二に準じた改正を行うこと。

六 高齢者の医療の確保に関する法律について、短時間労働者など賃金が低い加入者が多いことからその保険料負担が重い医療保険者に対し、その負担を軽減する観点から、賃金が低い加入者の後期高齢者支援金の負担に関して被用者保険間で広く分かち合う特例措置を導入し、短時間労働者への健康保険の適用拡大によって生じる保険者の負担を緩和するものとする。

七 介護保険法について、介護納付金に関し、六に準じた改正を行うこと。

第七 施行期日

この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行するものとする。ただし、次に

掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行するものとする。

一 第四の一及び第六の四 この法律の公布の日

二 第五 この法律の公布の日又は社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律の公布の日のいずれか遅い日

三 第二の四、第四の二及び第六の五 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律の施行の日

四 第二の五、第三の三及び四並びに第六の二（第三の四に準じた改正に係る部分に限る。）及び三 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

五 第三の一並びに第六の一、六及び七 平成二十八年四月一日

第八 検討等

一 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、基礎年金の最低保障機能の強化その他の事項について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

二 政府は、平成三十一年三月三十一日までの間に短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲を更に拡大するための法制上の措置を講ずること。

第九 経過措置等

一 経過措置

1 当分の間、通常の労働者及びこれに準ずる者を常時五百人を超えて使用する事業主以外の事業主に使用される七十歳未満の者であつて、一週間の労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の一週間の所定労働時間の四分の三未満であるもの又は一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満であるものについては、厚生年金保険の被保険者としないものとする。 (附則第十七条関係)

2 その他所要の経過措置を設けること。 (附則第四条から第十六条まで、第十八条から第五十三条まで関係)

二 関係法律の整備

その他関係法律について、所要の改正を行うこと。 (附則第五十四条から第七十条まで関係)